

## 【文科省】

日時：11月29日（火）15：00～15：40

場所：文科省総務課会議室

対応：大臣官房文教施設企画部施設企画課、施設助成課、生涯学習政策局社会教育課、  
5 初等中等教育局初等中等教育企画課、財務課、財務課高校修学支援室、児童生徒課、  
スポーツ・青少年局学校健康教育課

## 10 1．公教育の無償化について

(1) 義務教育の実質無償化を実現するため、保護者負担金の実態を把握し、その縮減  
に必要な財源措置や制度改革を行うこと。また、就学援助制度の拡充と条件整備を  
一層推進すること。

15 文科省 前段部分は7月に回答していると思うので、後段について回答したい。就学援  
助について、文部科学省としては学ぶ能力や意欲はありながら、家庭の経済状況  
により児童生徒が学業を断念せざるを得ないということは大変憂慮せざるを得な  
い問題だと考えている。今回の震災の影響で直接被災はしてはいなくとも、企業  
の倒産や円高、風評被害などで就学困難が児童生徒がかなり増えていることを踏  
20 まえて、できる限りの支援を行って参りたいと考えている。

国庫補助について、各都道府県から上がってくる金額がかなり増加しているこ  
とから、今年度は他経費の流用によってでもしっかりと対応して参りたい。また、  
24年度については必要な額を財政要求している。

25 準要保護者に対しての就学援助は地方交付税で措置しているが、平成21年度は  
290億円だったところ、平成22年度、23年度は約480億円の措置と右肩上がりの状況  
となっているが、これもしっかりと総務省へ要望して参りたいと考えている。

30 加えて、以前から対象費目の拡大が求められていたことも踏まえて、平成22年  
度予算から、新たにクラブ活動費、学級会費、PTA会費の3つの費目を国庫補助対  
象に追加したところである。今後とも現場の実態やニーズを的確に把握して必要な  
支援に取り組んで参りたいと考えている。

(2) 高校授業料の無償化制度を存続させるとともに、給付型奨学金の拡充等によりさ  
らなる改善をはかること。また、無償化の年限超過者に対しても自治体間で取り扱  
35 いが相違しており、在学するすべての期間が対象となるよう必要な措置を講じるこ  
と。

文科省 高校授業料の無償化については、民主党・公明党・自民党、3 党の合意の中で効果を検証し、見直しを検討して必要な措置を講ずることとなっており、現在、予算編成の中で効果を検証しているところである。我々としては制度の存続を望んでおり、その方向で調整しているところである。

5 給付型奨学金の拡充について、今年度も概算要求では102億円要求しており、そのうち低所得者の生徒の教科書等購入費で78億円、特定扶養控除が廃止分で24億円という内訳である。

また、無償化の年限超過者の取り扱いが自治体で異なっていることは我々も承知しているが、無償化の制度が公立だけではなく私立の学校も含んでのことなので、10 私立の学校については高校既卒者や留年者は対象とならないことが法律に明記されており、公私間格差がある。県立高校については、そうならないように調整率を含めて定め、年限超過者についても無償化となるよう努力して参りたい。

15 自治労 年限超過者の問題であるが、どのぐらいの対象者がいるのか調査で把握されていると思うので後ほど教えていただきたい。

また、この制度で問題なのは、既卒者の調査などで本人からの申し出以外に確認の方法がないことである。さらに、現在、家庭の貧困が理由でアルバイトなどをして20 いる生徒が疲労で遅刻や欠席をし、単位を落として留年となった場合にも無償とならないケースがある。もちろん、現在はその場合において無償とするか否かは自治体の判断ということであるが、文科省が制度を作る際に判断を示していただくべきではなかったか。

文科省 財源的な話を申し上げると、調整率を設けてあり、それはこれまでの減免者、留年、既卒者の割合を含めたものであり、その割合は非常に少ないことから交付税の算定からは除外しているものではない。

ただし、それを踏まえて「徴収することができる」という形で自治体の判断に任せてある。

30 自治労 ぜひ、学ぶ意欲のある子どもが、どのような状況でどこの県に在籍していても、また私学を含めて平等に学ぶ環境が得られるよう、制度改正や財源確保も含めてご検討いただきたい。

(3) 学校徴収金における経理事故の防止と適正化をはかるため、地方自治法等の関係35 諸法令を遵守した会計処理がなされるよう、必要な措置を講じること。

特に学校給食費の公会計化については、関係省府とも協議のうえ過去の行政実例を見直し、早急な改善をはかること。

文科省 前回の意見交換の際に、強くお話をさせていただき、引き続き、総務省と意見交換を行っているところであり変更はないので答えは控えさせていただく。

後段部分についても、同じ回答となる。

## 2 教職員人件費について

(1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置をとまなわない廃止・縮減は行わないこと。特に学校事務職員のための廃止・縮減を行わないこと。

(2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を推進すること。

文科省 前回と大きく状況は変わっておらず、関係者の合意が見られない。そのグッドプラクティスとして大阪の人事権付与の状況があると前回お話をさせていただいたが、現在も大阪府と意見交換を行って状況を把握しているところである。

## 3 学校事務職員の定数について

(1) 都道府県立学校事務職員の定数算定にあたっては、安定した校務運営を保障する観点から、事務長を含めて最低 3 名以上とすること。

(2) 義務制学校事務職員の定数算定にあたっては、子どもに及ぼす経済格差を解消するために、就学困難な児童生徒に係る加配を重点的に改善すること。

特に自治体における準要保護児童生徒の認定時期を考慮した加配措置が行われるよう配慮すること。また、大規模校への複数配置基準を改善すること

文科省 来年度の概算要求では小学校 2 年生の 35 人学級実施を最優先で取り組むため、4100 人の定数改善を行う他、地域連携により質の高い教育の実現のための事務職員の加配や東日本大震災により被災した児童生徒の支援のための加配など、合計 2900 人の定数改善を計上することとしている。

なお、小学校 2 年生の 35 人学級実現のために必要な事務職員の定数改善は約 100 人を見込んでいるところである。

地域連携による質の高い教育の実現のための事務職員の加配 100 人については、研究指定校によるものを想定しており、その具体的内容については担当課の方で検討しているところである。

#### 4 学校環境整備について

- (1) 授業等に使用する教材についての予算措置を拡充すること。拡充は文部科学省の審査等を必要としない地方主権に立った財政措置とし、自治体において実質的な改善がはかれるよう具体策を講じること。
- (2) 学校施設の地域実態に応じた多機能化を推進すること。また、インクルーシブ教育の推進や災害時避難場所としての役割を考慮し、ユニバーサルデザインに立った学校施設整備指針の策定と改修等に必要な財源措置を早急に講じること。また、災害時における児童生徒の安全確保や地域防災拠点としての学校の機能を強化すること。

文科省 これまでも、学校施設環境改善交付金でバリアフリーなどについては様々に取り組んできた。近年、耐震化に関する予算が大半を占めており、それ以外のところがなかなか予算的に厳しいところがあるが、バリアフリーや特別支援に関しては優先的に措置できるよう取り組んで参りたい。

災害時の防災機能の強化について、有識者からの緊急提言を受けて、これを踏まえた防災機能の強化に係る補助制度の拡充、改善について来年度予算で要望しているところである。

#### 5 東日本大震災からの復旧・復興について

今回の地震や津波によって学校施設にも様々な被害が発生し、学校施設が子どもや地域住民の避難場所として大きな役割を果たした。2011 年 7 月に東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会（座長 東洋大学 長澤 悟教授）が行った「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言では、そうした中にも地震直後から学校再開までの間に安全確保や緊急避難、長期にわたった避難生活に関して多くの課題があるとして、学校施設の安全性確保・地域の拠点としての学校施設の機能の確保・電力供給力の減少等に対応するための学校施設の省エネルギー対策の三点を提言としてまとめている。この提言を踏まえた上で次の項目について措置すること。

- (1) 学校機能の早期復旧のための財政措置を行うこと。施設復旧や就学支援、児童生徒・教職員の心理的ケアのための増員措置を特別に行うこと。また、長期的な視点に立った学校施設の復旧や被災児童生徒への就学支援等が必要であり、正規職員による学校事務職員の加配が行われるよう措置すること。
- (2) 復興に当たっては地域住民、児童生徒、教職員の意向を尊重した計画を策定することとし、財政措置を講じること。

(3) 放射能汚染に対しては、子どもの安全確保を最優先とし、通常の教育活動を保障するために必要な予算を確実に措置すること。

文科省 (1)について、公立学校の災害復旧に必要な経費については、今年度の補正予算  
5  
で計上し、さらに来年度の概算要求でも予算を要求し、必要な予算の確保に取り  
組んでいるところである。なお、津波等の被害を受けた学校については、長期的  
な復旧が必要となることから、地方公共団体からの要望に基づき、必要な経費を  
確保して行くつもりである。

文科省 今回、被災して就学困難となってしまった児童生徒に対しては、23年度の第 1  
10  
次補正予算において、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金という全額国庫負  
担による予算を措置し、学用品費や給食費などの学校段階における必要な就学支  
援を行っているところである。また、被災地の児童生徒へは長期にわたる支援が  
必要であると考えており、第 3 次補正予算において、この臨時特例交付金を平成  
15  
24～26年度まで延長することとしている。金額的には 1 次補正で113億円、3 次補  
正で297億円となっている。

被災児童生徒の心理的ケアを図るため、第 1 次と第 3 次補正予算で緊急スクー  
ルカウンセラー等派遣事業の予算、合わせて34億円を全額国庫負担で措置したと  
ころである。

## 6 子ども手当による学校給食費等の徴収について

子ども手当特別措置法の施行に伴う給食費等の徴収については、保護者と学校、教  
育委員会事務局、子ども手当担当部門との間で煩雑な事務が生じることが予測される。  
25  
また、子ども手当支給時期の関係から食材提供業者等への支払いに混乱を生じるなど  
検討すべき課題が多くある。さらに、給食費を含めた学校徴収金が私費会計として処  
理されている場合、法的根拠（例え首長の権限を学校に委任したとしても）や責任の  
所在が不明確である。

給食費の公会計処理を早急に実施するとともに、未納者のみならずすべての児童生  
30  
徒について、保育料と同様に子ども手当から自動徴収が可能となるよう改善をはかる  
こと。

文科省 前段については、先ほど担当から述べた通りである。後段については、学校給  
35  
食費については法律上、私債権と解されており、強制的に徴収することはできな  
い。

自治労 総務省から実態を調査し、地方自治法との整合性について説明を求められているはずだが、文科省の見解はまとめられたのか。

文科省 それはまだ...

5

自治労 実態調査はどのようにやったのか。全体的な数は押さえているのか。

文科省 調査というか、自治体で公会計化されているところ、私費会計でやられているところの代表的なところをピックアップして電話でヒアリングした。全体の割合は押さえているが、細かな数は把握していない。

10

自治労 先ほど厚生労働省へ行ってきたが、子ども手当に係るQ&Aの間54にある、「私会計であっても市町村が学校長を通して債権者に支払うことも可能。ただし、その場合は地方自治法第180条の2及び地教行法第26条の規定に基づき、自治体の長の権限に属する予算執行の事務の一部を学校長や学校職員に委任又は補助執行できるようにしておく必要がある」との部分は、文部科学省に作文してもらったと言うが、具体的にどういう状況を想定しているのか。

15

文科省 前回、保護者と首長との契約関係で行われているものと認識していると話をさせていただいたとおりである。

20

自治労 総務省は学校徴収金が私会計で行われている場合は、こうした取り扱いは全く認められないとの見解だが。

一方、厚労省にも総務省に確認したか聞いたところ、「していない」と言うので、総務省に確認するよう求め、総務省は厚労省から問い合わせがあれば明確に駄目だと答えるとのことだった。

25

文科省だけが過去の行政実例にしがみついて頑張っても現場としては非常に困惑する。そもそも、この話は地方自治法に基づく事務処理の問題であり、総務省が認められないとしている中で省庁間で調整を図っている段階と我々は認識していたが、その過程で、子ども手当の件を通して新たに総務省から指摘のある「誤った取り扱い」が全国に広まってしまうと問題が大きくなってしまふ。文科省としてなぜ、そのような対応をするのか。

30

自治労 現在、省内や総務省と調整中であり、さらに全国各地で昭和32年の行政実例に基づいた処理をしているところが多々ある中で、直ちに見解を変えるというのは課題が大きいということなら理解はできる。方向性としては見直すべく検討して

35

いるとのことではないのか。それとも、総務省が何を言おうが全く見解を変えるつもりはないということなのか。

文科省 現時点で我々が誤っているとは思っていない。

5

自治労 莫大な金額が全国各地の学校現場で法の定めのないまま取り扱われていることを放置することに文科省は何の問題意識もないのか。なぜ、そこまで過去の行政実例にこだわるのか。そこが整理されない限り公費化や保育料と同じく自動的に子ども手当からの相殺が実現されないのである。なぜ、改められないのか。頑になる理由はなにか。総務省でも、住民監査請求が起こった時には耐えられないと言っている。

10

文科省 我々の回答に変わりはない。

15

自治労 変えることに文科省としてどんなデメリットがあるのか。

文科省 我々にデメリットはあるかと問われれば、ない。我々の事務ではないからだ。ただし、私会計でやるべきだという意見もある。

20

自治労 文科省以外にどこが私会計でやるべきだと言っているのか。

文科省 学校給食費について、私は又聞きになるが、学校健康教育課の方には首長さんや教育長さんから私会計でこのままやりたいという意見が届いているようだ。公会計から私会計に戻したというところもあると聞いている。

25

自治労 法的な原則は同じであるが、実施主体が市町村である給食費と実施主体が学校である教材費などとは段階としては扱いが若干異なるので、公会計化して行く際にも分けて進めるという考え方もあるのではないか。つまり、企画課ですべて音頭をとるのではなくて、給食費については学校健康教育課として判断していくということはできないのか。

30

文科省 そこは、公会計か私会計かとは別の話として、フローとしては別のものである。

自治労 最終的には教材費を含めた学校徴収金全体について、文科省としての整理が必要になると我々は考えているが、まずは喫緊の課題として子ども手当と給食費の

35

件があるので、整理できるところから整理してはどうかと考える。教材費に引きずられて給食費の整理ができないとしたら残念である。

文科省 そういうことはなく、教材費は教材費、給食費は給食費として考えている。

5

自治労 我々は、直ちに公会計で実施しろと言っているのではない。当然、そのためにはシステムの変更や財政措置も必要になる。ただし、方針を打ち出してもらわなければ何も動かない。7月段階の見解はどこに出しても口を揃えて法的にあり得ないと言われる。毎年3000億円もの金が動いているのに構造的におかしいまま放置されているなかで、全く同じ回答というのは納得できるものではない。誤りは早急に正すべきである。今回が絶好の機会である。

10

文科省 今日の話を含めて総務省と話をしていきたい。

15

## 7 生涯学習の充実等について

生涯学習政策の振興に向けて、自治体の厳しい財政状況を認識し、財政措置も含め、国として適切な対応を行うこと。とりわけ、社会教育主事、司書、学芸員などの専門職の配置について、社会教育法等の趣旨を踏まえて充実をはかること。公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営について、2010年12月28日付総行経第38号「指定管理者制度の運用について」の趣旨を尊重し、適切に対応をはかること。

20

文科省 社会教育施設のハード面の経済的支援については、平成9年をもって激甚災害等による場合を除き廃止されているが、東日本震災によるものは補助率2/3の国庫補助が可能となっており、本年度の1次補正予算及び3次補正予算で必要な額を計上したところである。

25

専門的職員の配置については、社会教育主事については、社会教育法及びその施行令において、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会において必須とされている。

30

また司書及び学芸員についても「設置及び望ましい基準」において設置を促しているところである。こういった専門職員の配置については、地方交付税において所要の措置がされるよう総務省に要望しているところである。

続いて、指定管理者制度については、平成21年度に図書館、博物館における指定管理者制度の導入状況について調査研究を行ったところであるが、この中で、「安定した運営が可能な指定期間を検討すべき」、「職員に対して安定した収入を確保すべき」、「若手の人材育成を含め、長期的な観点にたって育成を考える」、「自

35



治体は指定管理の業務の施行について適切にモニタリングを実施する」、などを指摘したところである。

引き続き、社会教育三法及び指定管理者制度の趣旨を適切に周知させていただくとともに関連施策を通じて地方公共団体が地域の実情に応じた社会教育を推進できるように支援して参りたいと考えている。

5